

## 中小企業税務対策について（継続）

### 1 法人税関係（継続）

- ① 経済産業省が認定する健康経営優良法人を「賃上げ促進税制」の税額控除の上乗せ要件に加えることを要望いたします。

（理由）健康経営とは、従業員の健康管理を経営的な視点で考え戦略的に実践することです。従業員への健康投資を行うことは、従業員の活力向上や生産性向上等の組織の活性化をもたらし、結果的に業績向上に繋がると期待されます。

平成28年度に経済産業省が「健康経営優良法人認定制度」を創設したが、税制上のメリットは現在のところ設定されていません。

令和6年度税制改正において賃上げ促進税制において「子育て支援・女性活躍支援」をした企業として「くるみん・プラチナくるみん」または「えるぼし・プラチナえるぼし」の認定を受けている企業には、+5%の税額控除率の上乗せができるとされています。

健康経営の促進は従業員の健康を守るだけでなく、健康保険の利用減少にもつながることから、子育て支援や女性活躍支援と同様に税制優遇の対象に加えるべきと考えます。

### 2 消費税関係（継続）

- ① 消費税の届出書および申請書の提出期限を見直すことを要望いたします。

（理由）経済環境が短期間に大きく変化する中で、その課税期間の開始の前日までに消費税に関する適切な判断をすることは非常に困難であり、納税額に差異が生じるなど、事業者に大きな負担を強いています。したがって、消費税の各種届出書および承認申請書の提出期限は、その適用を受けようとする課税期間に係る確定申告書の提出期限までとすべきです。

### 3 所得税関係（継続）

- ① 年少扶養親族に対する所得控除を復活することを要望いたします。

（理由）今のままでは2030年代に入ると我が国の若年人口は現在の倍速で急激に減少すると予測されており、少子化はもはや歯止めが利かない状況になります。政府は「こども家庭庁」を設置して、少子化傾向を反転させるべく、児童手当の支給期間を高校生年代まで延長し、さらに給付金を増額することを検討しています。

しかし、現行の中学生以下の扶養親族に対しての児童手当の支給が開始された時点で年少扶養親族は所得税法の扶養親族から除かれてしまったままです。

児童手当等の給付は、社会保障制度の一つとしての子育て支援が目的です。一方、扶養控除制度は所得税法の制度であり、社会保障制度が改正されたからといって廃止すべきものではありません。少子化が進む我が国にとって、すべての子育て世代への支援は必須であり、年少扶養控除を復活させ、安心して子供を産め

る社会にすることに助力すべきです。したがって、年少扶養親族に対する所得控除を復活すべきです。

② 青色申告純損失の繰越期間を相当期間延長することを要望いたします。

(理由) 青色申告法人の欠損金の繰越期間が10年であるのに対して、個人の青色申告者の純損失の繰越期間が3年であることは、均衡を失っており、少なくとも5年に延長すべきです。

③ 所得税の確定申告期限を消費税の確定申告期限と同じ3月31日に改正することを要望いたします。

(理由) 現在、所得税の確定申告期限は3月15日です。インボイス制度の導入によって適格請求書発行事業者登録による消費税申告者の増加、それに伴う所得税の確定申告者も増加となっています。

そのことから、所得税の確定申告期限を、個人の消費税の申告期限である3月31日に統一すべきです。

#### 4 地方税関係 (継続)

① 償却資産に係る固定資産税制度を見直すこと。償却資産税の計算方法についても国税と同様とすることを要望いたします。

(理由) 平成19年度の国の税制改正により、減価償却資産は残存価額1円まで償却できるようになりましたが、地方税である固定資産税の償却資産の最低限度評価額は取得価格の5%とする評価方法が維持されており、国税と乖離しています。

したがって、償却資産の最低限度評価額は、国税の減価償却の計算と同一に、1円とするべきです。

### 桐生市からの回答

#### 1 法人税関係    2 消費税関係    3 所得税関係

上記につきましては、国税への要望ですので、市といたしましては回答することができません。

[回答担当] 総務部税務課市民税担当  
総務部税務課諸税担当

#### 4 地方税関係

償却資産の評価額の計算方法については、地方税法第383条において総務大臣によって定めるとされている固定資産評価基準において規定されているものであり、市として回答することができません。

[回答担当] 総務部税務課資産税担当